危害行為防止基本方針の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの結果について

令和８年２月27日
航空局安全部
航空保安対策室

国土交通省では、令和７年12月６日から令和８年１月４日まで、危害行為防止基本方針の一部を改正する告示案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して７件のご意見が寄せられました。お寄せ頂いたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。

皆様のご協力に深くお礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

	提出されたご意見の概要	考え方（回答）
費用負担について	現状では、航空会社が保安検査費用を委託・負担する仕組みが中心ですが、空港全体で検査を一元化する改正案に沿うならば、費用負担も空港管理者・航空会社・旅客の三者で公平に分担すべき。	保安検査等の費用負担に係る内容については、令和７年６月に公表した「空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議」中間とりまとめを踏まえ、航空運送事業者等と空港等の管理者とで折半して負担するとの考え方を維持することとした上で、保安検査の直接的な受益者である旅客からの透明性のある形での負担とするための方策について、空港ごとに引き続き検討を進めていくことを規定したものとなります。 今後、本とりまとめの内容を踏まえながら、空港ごとの検討について、国土交通省として主導してまいります。
	保安検査等の実施主体を航空運送事業者等から空港等の管理者に移すだけであれば、その費用負担の問題は、これらの両者間だけで解決すべきであり、利用者に費用負担増を求めるのは、筋違いである。	
	納税者・国内利用者（日本国民）の負担が不当にならないよう配慮してください 保安検査移行に伴う追加費用を、旅客・関係者・国で分担するとしていますが、国内利用者が過度な負担を負う構造は避けてください。	
	保安検査に係る費用を旅客へ負担させようとしているが、そもそも(善良な)旅客は直接の受益者でなく、(航空法で定められた)面倒な手続きに「付き合わされている」という立場である。にもかかわらず直接の受益者と定義した様態でのこのような改正は承服しかねる。	
	保安検査の目的は、ハイジャックやテロなどの行為を未然に防止するためであり（https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5822.html 政府広報により）、9.11 のような飛行機の乗客以外の一般人の安全を保障するためである。ハイジャックやテロなどの行為を未然に防止するにより、飛行機の損失、又は一般人の犠牲も防ぐことができる。したがって、直接的な受益者は航空会社及び国である。よって、旅客ではなく、直接的な受益者航空会社及び国が負担すべきである。	

改正案におけるその他のご意見について	コロナ禍は、日本においては 終わっていない。 まるで国の失策を隠すかの様な文言削除に 反対する。	ー１．第３段落の変更は、航空需要の回復傾向を踏まえて実施したものとなります。
	移行時および移行後のサービス品質・安全性を確保してください 空港管理者による移行後も、これまでの保安レベルが維持されるよう、十分な人員・資機材・教育研修を確保すること。 地方空港も含め、移行が安易に実施されず、準備状況を国交省が厳格に確認したうえで実施してください。特に地方空港では人的・財政的余力が乏しい場合、検査の質が低下する懸念があります。 住民（国民）に対して変更の内容、コスト構造、今後の影響を事前に明示し、パブリックコメントの場で十分な議論を保障してください。	保安検査の実施主体の移行に際しては、移行する場所ごとに国土交通省が実施主体の円滑な移行及び保安検査等の適切な実施の確保できることを事前に確認する予定です。また、今般の改正の内容については航空局 HP も活用し、広く周知を図っていきます。
	法令がわかりずらいので、だれがなにをどのようにしなければいけないのか、まとめたリーフレットを作ってほしい。 施行規則の第二百三十五条の四の十一、第二百三十五条の四の十六等などを見ても、一見してわからない。 定義の解釈もわかりずらい。航空運送事業を経営する者とは。	今般の改正は令和７年６月に公表した「空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議」中間とりまとめを踏まえ、保安検査等の実施主体の移行等に関する所要の改正を行うものとなります。 航空運送事業を経営する者は他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業を経営する者をいいます。 今般の改正内容等、保安検査を受けるにあたっての注意事項については航空局 HP の活用等、適切な手段を用いて周知に努めてまいります。

改正案以外のご意見について	危険国からの入国者への追加検査 国際的な安全保障の観点から、危険度の高い国（政治的理由から日本で危険度が下げられている国を含む）からの入国者には追加検査を義務付けるべきです。国籍による一律排除は国際法上難しいとしても、渡航歴や犯罪歴、危険度評価に基づく追加検査は現実的に可能です。 これにより、国民の安心感を高めるとともに、テロや犯罪の未然防止につながります。	いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。
	管理者（特に自治体・知事を含む空港管理者）が恣意的に制度運用・変更できない仕組みを明確化してください 保安検査の基準、手続、費用負担について、国（国土交通省等）の事前承認または定められた法律・基準に基づく義務を設けてください。 地域ごとの「ばらつき」「勝手な変更」「コスト先行」が起こらないよう、「全国共通の最低水準」の明示を求めます。 特に料金（保安料等）の設定・改定は、国による適正価格の上限設定や審査を通す制度としてください。	

以上